

|                              |                    |     |                 |
|------------------------------|--------------------|-----|-----------------|
| 判決年月日                        | 平成 2 9 年 9 月 1 4 日 | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第 2 部 |
| 事 件 番 号                      | 平成29年(行ケ)10049号    |     |                 |
| ○ 商標法 4 条 1 項 7 号該当性を判断した事例。 |                    |     |                 |

(関連条文) 商標法4条1項7号

(関連する権利番号等) 不服2016-1536号, 商願2014-108031号

## 判 決 要 旨

1 原告は、指定役務を第44類「助産、医業、医療情報の提供、健康診断、調剤、栄養の指導、介護、医療看護その他の医業」等とする「Advanced Midwife アドバンス助産師」の文字を横書きしてなる商標（以下、「本願商標」という。）の登録出願をしたが（商願2014-108031号）、拒絶査定を受けたので、これに対する不服審判請求をした（不服2016-1536号）。

審決は、本願商標の構成中、「助産師」の文字は、保健師助産師看護師法（以下、「保助看法」という。）3条に規定される国家資格の名称であり、同法42条の3第2項において、「助産師でない者は、助産師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。」と、名称の使用について規定されているから、その資格を得ることができない請求人（原告）が、本願商標を、その指定役務に使用することは、上記保助看法42条の3第2項の規定に抵触するおそれがあり、かつ、本願商標に接する取引者、需要者は、その構成中の「アドバンス助産師」の文字を捉え、国家資格である「助産師」の上級の国家資格であるかのごとく誤信する場合があるものといえ、国家資格と誤信されるおそれのある商標を登録し役務に使用することは、これに接する一般世人において、国家資格である「助産師」の制度に対する社会的信頼を失わせ、ひいては公の秩序を害するおそれがあるものといえるから、本願商標は、商標法4条1項7号に該当するものと認められる、とした。

2 本判決は、以下のとおり判断し、審決を取り消した。

(1) 「アドバンス助産師」認証制度は、既に助産師資格を持つ者であって、一定の助産実践能力を有する者を「アドバンス助産師」と認証するものであるところ、原告は、「アドバンス助産師」を認証する団体であることから、本願商標の出願をしたものである。そうすると、本願商標は、助産師でない者を「助産師」と称するために出願されたものではないから、本願商標が登録されたからといって、保助看法42条の3第2項の規定に違反する事態が発生するおそれがあるということとはできない。

(2) 本願商標は、「上級の助産師」の意味が生じる語を日本語表記及び英語表記で表示したものであって、本願商標全体としても、「上級の助産師」の意味を生じるということができる。

「アドバンス助産師」制度は、助産関連5団体によって創設されたもので、「アドバンス助産師」を認証するための指標は、公益社団法人日本看護協会が開発したものであるか

ら、その専門的知見が反映されているものと推認されること、②原告は、専門職大学院の評価事業のほか、助産師養成機関や助産所の第三者評価事業を行っており、助産分野の評価を適切に行えるものと推認されること、③「アドバンス助産師数」は、厚生労働省により周産期医療体制の現状把握のための指標例とされていること、以上の事実からすると、「アドバンス助産師」認証制度は、一定程度の高い助産実践能力を有する者を適切に認証する制度であると評価されるべきものと認められる。また、「アドバンス助産師」認証制度は、平成27年から実施され、既に1万人を超える「アドバンス助産師」が存在すること、各病院において、ウェブサイト「アドバンス助産師」の認証を受けた助産師が存在することを記載し、充実した周産期医療を提供できることを広報していることからすると、「アドバンス助産師」は、国家資格である助産師資格を有する者のうち、一定程度の高い助産実践能力を持つ者を示すものであることが、相当程度認知されているものと認められる。

そうすると、本願商標に接する取引者、需要者は、「アドバンス助産師」を、助産師のうち、一定程度の高い助産実践能力を持つ者であると認識するということができるところ、その認識自体は、決して誤ったものであるということはない。

(3) 国家資格の中には、知識や技能の難易度等に応じて、同種の資格の中で段階的にレベル分けされているものがあることが認められるが、上級の資格を「アドバンス」と称する国家資格があるとは認められないことや前記のとおり「アドバンス助産師」制度が相当程度認知されていることからすると、「アドバンス助産師」が「助産師」とは異なる国家資格であると認識されるとは認められないし、仮に、そのように認識されることがあったとしても、本願商標が国家資格等の制度に対する社会的信用を失わせる「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」ということはできない。

(4) したがって、本願商標が「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」（商標法4条1項7号）に当たるということはできない。